平成17年7月7日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の良好な生活環境、街の美観、通行機能及び歩行者の安全保持を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の 2に規定する自転車をいう。
 - (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
 - (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
 - (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
 - (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所(自転車等駐車場を除く。) をいう。
 - (6) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
 - (7) 放置 公共の場所において、自転車等が置かれ、かつ、利用者が当該自転車等を離れて直 ちにこれを移動することができない状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、公共の場所における自転車等の放置の防止に必要 な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意義を高め、この条例の目的を達成するため市長 が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

- 第5条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置することにより、市民の良好な生活環境を阻害 してはならない。
- 2 自転車の所有者は、当該自転車について防犯登録を受けるとともに、当該自転車に住所及び氏 名を明記するように努めなければならない。
- 3 利用者等は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、自転車の購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けること並びに当該自転車に住所及び氏名を明記することを勧奨するように努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

- 第8条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置を禁止する必要があると認められる公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ第16条に規定 する清須市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示すると ともに、標識等を設置するものとする。

(自転車等の放置禁止区域の変更等)

- 第9条 市長は、状況により、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項の規定による放置禁止区域の変更又は解除については、前条第2項及び第3項の規定を準 用する。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止)

第10条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

- 第11条 市長は、前条の規定に違反して放置禁止区域内において自転車等を放置し、若しくは放置 しようとするその利用者等に対し、当該自転車等を放置禁止区域から移動するよう指導し、又は 当該自転車等に対しその利用者等が適切な場所に移動すべき旨を告知する警告を注意札により行 うものとする。
- 2 市長は、前項の措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに 撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、この条例の目的を達成するため必要があ

ると認めるときは、放置された自転車等に対し、その利用者等が適切な場所に移動すべき旨の警告を注意札により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定の措置を講じてもなお当該自転車等が規則で定める期間放置されていると きは、当該自転車等を撤去することができる。
- 3 前2項の規定は、市が設置及び管理する一般公共の用に供する自転車等駐車場において、利用 されていない自転車等がある場合について準用する。

(撤去した自転車等に対する措置)

第13条 市長は、第11条第2項又は前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規 定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を自転車保管倉庫において保管しなければな らない。

(保管した自転車等に対する措置)

- 第14条 市長は、前条の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところにより、その保管する自転車等(以下「保管自転車等」という。)の利用者等の確認ができた保管自転車等については、その利用者等に対し、速やかに当該自転車等を引き取るべき旨を通知し、利用者等の確認ができない自転車等については、保管している旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、保管自転車等につき、規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、規則で定めるところにより、 当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自 転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当 該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 3 第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下次条第1項において同じ。)を返還することができないときは、 当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

(撤去手数料の徴収)

- 第15条 市長は、保管自転車等を返還するときは、当該利用者等から別表に定める撤去手数料を徴収することができる。
- 2 撤去手数料を徴収しようとするときは、納入義務者に対して納入通知書を発行しなければならない。
- 3 市長は、盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは、第1項の撤去手数料の徴収を免除することができる。

(自転車等駐車対策協議会)

- 第16条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、清須市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 地域の代表者、鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者
 - (3) 西枇杷島警察署の署員
 - (4) 経済団体の役員又は職員
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 関係団体の役員又は職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

略

別表 (第15条関係)

撤去手数料	自転車	1,000円
	原動機付自転車	1,500円

○清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(抜粋)

平成17年7月7日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市自転車等の放置の防止に関する条例(平成17年清須市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の設置等)

- 第2条 条例第8条第3項に規定する標識等は、自転車等放置禁止区域(第1号様式)とし、同項 に規定する告示は、次に掲げる事項について行い、告示期間は14日間とする。
 - (1) 放置禁止区域の指定年月日
 - (2) 放置禁止区域の区域
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定は、条例第9条第1項の規定による禁止区域の変更又は解除についても、準用する ものとする。

(放置禁止区域の措置)

- 第3条 条例第11条第1項の指導は、口頭又は注意札(第2号様式)により行うものとする。
- 2 条例第11条第2項の撤去は、あらかじめ注意札で警告してから行うものとし、撤去することの できる自転車等は、次のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 条例第11条第1項の指導に従わないとき、又は注意札を取りつけた後1時間以上経過したとき。
 - (2) 自転車等の放置が交通に著しい支障を生じさせる状態にあるとき。
- 3 市長は、前項の規定により自転車等を撤去するときは、あらかじめ当該放置禁止区域内に撤去 後の保管場所を表示する看板を設置するものとする。

(放置禁止区域外等の措置)

第4条 条例第12条第1項の注意札は、第3号様式によるものとする。

(放置禁止区域外等で撤去の対象となる自転車の放置期間)

第5条 条例第12条第2項の期間は、7日間とする。

(保管自転車等の利用者等の確認)

- 第6条 条例第14条第1項の利用者等の確認は、次に掲げる調査を行うものとする。
 - (1) 自転車等に記載された住所、氏名又は電話番号による確認
 - (2) 防犯登録番号による照会

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な照会

(放置自転車等引取通知)

第7条 条例第14条第1項の通知は、第4号様式によるものとする。

(保管の告示)

第8条 条例第14条第2項の期間は、告示の翌日から起算して2月間とし、告示期間は14日間とする。

(自転車等の返還手続)

第9条 保管自転車等の利用者等が当該自転車等の返還を受けようとするときは、第7条の通知書、 自転車等の鍵その他当該利用者であることを証明できるものを提示することにより確認を受け、 条例第15条第1項の額を納付した後、返還を受けるものとする。

(撤去手数料の免除)

第10条 条例第15条第3項の撤去手数料の免除を受けようとする者は、返還費用免除申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

- 第11条 条例第16条の規定による清須市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。) に会 長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第13条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。